

聖籠町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月20日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町条例第1号

聖籠町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年聖籠町条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

投票所・不在者 投票所の管理者		日額 12,700円	聖籠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例別表議員の旅費相当額
期日前投票所の 投票管理者		日額 11,200円	
選挙長・開票管 理者		日額 10,700円	
投票所の立会人		日額 10,800円 日額 (7時間以内) 5,900円	

」を

「

投票所の投票管理者		日額 12,800円	聖籠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例別表議員の旅費相当額
期日前投票所の投票管理者		日額 11,300円	
選挙長・開票管理者		日額 10,800円	
投票所の立会人		日額 10,900円 日額 (7時間以内) 5,900円	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。